

「認知症サポーター養成講座」を開催しませんか

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、地域で認知症の人や家族を、できる範囲で見守り、手助けする“応援者”です。

- ◆対象 受講者が概ね5名以上の団体・グループ(形態は問いません)
- ◆研修時間 1時間～1時間30分程度(ご希望により調整します)
- ◆講師 所定の研修を修了した「キャラバン・メイト」を会場へ派遣します。
- ◆研修内容
 - 認知症サポーターとは？
 - 認知症の症状や種類について
 - 認知症の人との接し方
 - 認知症サポーターとしてできること
- ◆申込方法 電話またはメールで、開催希望日・実施する団体及び人数等をお伝えください。ご希望に応じて日時や講師を調整させていただきます。

受講料
無料

「個人で受講したい」という方へ向けた認知症サポーター養成講座を開催します！

いずれかご都合の良い日を選び、お気軽にご参加ください！

開催日	① 6月1日(木)	② 6月11日(日)
時間	いずれも 10:00～11:30	
会場	市役所本庁 くにびぎ大ホール	



※氏名、連絡先、受講希望日を下記連絡先へお伝えいただくか、ネット申込をご利用ください。

申込み・おたずね / 医療介護連携課 ☎ 21-6106 FAX 21-6749 メール iryou@city.izumo.shimane.jp

「在宅医療座談会」を開催しませんか

「住み慣れた自宅で療養したい」「できれば最期の日まで、家族と一緒に過ごさせてあげたい」…在宅医療は、そのような本人や家族の想いをかなえるために欠くことができません。

まだまだ知られていない医療や介護のことについて、専門職の話を親しいグループで一緒に聞いてみませんか。

内容(コース) 下の表からご希望のコースを選んでください。

例えばこんな内容です。

町内会・自治会の研修会として1時間のコース
 (専門職によるお話：医師による在宅医療の実際(30分)
 参加者と意見交換：質問タイム、感想など(30分))

対象 高齢者ふれあいサロンや町内会等の活動や市民のグループ等(5人以上から対応します。)

費用 無料

詳しくはこちら▶



コース	主な内容	講師
A	在宅における医療、かかりつけ医について	医師
B	在宅におけるお口の健康、かかりつけ歯科医について	歯科医師、歯科衛生士
C	在宅での薬剤師の仕事、かかりつけ薬剤師について	薬剤師
D	訪問看護の対象・内容について	訪問看護師
E	病院機能、入退院支援について	医療ソーシャルワーカー、看護師
F	介護保険制度の利用方法、ケアマネジャーの役割について	ケアマネジャー
G	アドバンス・ケア・プランニング(人生の最終段階の医療・ケアについて)、終活支援ノート、緩和ケアについて	医師、医療ソーシャルワーカー、看護師、保健師、社会福祉士、ヘルパー
H	在宅における食事・栄養について	管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士
I	「認知症」のこと、認知症の人との接し方について	認知症地域支援推進員

申込み・おたずね / 医療介護連携課 ☎ 21-6906 FAX 21-6749

証明書コンビニ交付サービスを利用しましょう

マイナンバー(個人番号)カードをお持ちであれば、市役所窓口に行かなくても、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で各種証明書が取得できます。仕事帰りや、土日祝日に最寄りのコンビニエンスストアで証明書が取得できるので便利です。(ご利用には、カード交付の際に設定した4桁の暗証番号が必要です。)

なお、コンビニ交付サービスによる証明書交付手数料は6月1日(木)から変更となります。

取得できる証明書及び手数料

コンビニ交付サービスで取得できる証明書の種類	手 数 料	
	5月31日(水)まで	6月1日(木)から
住民票の写し(同一世帯員全て)	1通 300円	1通 200円
印鑑登録証明書(本人のみ)	1通 300円	1通 200円
所得(課税)証明書(本人の最新年度のみ)	1通 300円	1通 200円
戸籍証明書(全部事項証明書、個人事項証明書)	1通 450円	1通 350円
戸籍の附票の写し(全部証明、個人証明)	1通 300円	1通 200円

※窓口での証明書交付手数料はこれまでと変更ありません。

※戸籍証明書、戸籍の附票の写しは、住所地および本籍地の両方が出雲市の場合に取得できます。

本籍地が出雲市外の場合は、その本籍地の市区町村へ取得方法をおたずねください。

また、除籍・除票等はコンビニ交付サービスでは取得できません。

出雲市内で取得できる店舗

(※下記のコンビニ店舗は出雲市内だけでなく、全国の店舗で利用できます。)

・セブン-イレブン ・ローソン ・ファミリーマート ・イオンモール出雲 ・知井宮郵便局

利用時間

午前6:30~午後11:00(12/29~1/3は利用できません。)

※戸籍証明書、戸籍の附票の写しは、午前8:30~午後5:15

コンビニ交付サービスの一時停止について

コンビニ交付サービスの交付手数料変更に伴い、下記の期間、利用を一時停止します。大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【停止期間】5月31日(水)終日

※6月1日(木)午前6:30からは通常どおりご利用いただけます。



コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要です。

お持ちでない方はマイナンバーカードの申請をお願いします。

※マイナンバーカードについては右側の二次元コードからホームページをご覧ください。市民課までお問い合わせください。



おたずね/市民課 ☎21-2315

安全で快適な道路環境整備にご協力ください

道路沿いの樹木管理に関するお願い

山林等の樹木が、道路上に倒れたり、枝などが張り出したりすると、通行の支障となり、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

道路へ倒れる危険性のある樹木などは、所有者において定期的に確認し、伐採などの適切な管理をお願いします。

なお、緊急時は、道路管理者により、やむを得ず、倒れそうな樹木や支障枝を伐採することがありますので、ご了承ください。

道路上に段差解消ブロックや鉄板を置かないでください

自宅や駐車場の出入りのため、道路上に段差解消ブロックや鉄板を置くことは法令で禁止されています。

歩行者や自転車、バイク等の転倒事故につながる可能性があり、大変危険です。

安全な通行のために、段差解消ブロック等の撤去をお願いします。詳しくは、道路河川維持課までご相談ください。

道路河川維持課 ☎21-6564 または ☎21-6098
 平田分室 ☎63-5537 佐田分室 ☎84-0116
 斐川分室 ☎73-9130